

処遇の改善等と助成金受給の可能性：助成金の概要

(2025年8月時点の内容)

番号	助成金の名称	受給のための取組	助成金として支給される金額等	受給等の可能性
11	雇用調整助成金	経済上の理由から事業の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等で雇用の維持を計ること	休業手当の2/3が助成される(中小企業以外では1/2) 教育訓練を行った場合は、1人1日1200円の加算される	
12	特定求職者雇用開発助成金	60才以上の者、障がい者、母子家庭の母等をハローワークや民間職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れること	(60歳以上、母子家庭の母)事業主に対して1人当り60万が支給される (障がい者)1人当り120万円、重度障害の場合240万円が支給される	
13	トライアル雇用助成金	経験、技能、知識等の不足から就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介で一定期間試行雇用する	1人当り月額4万円(最長3ヶ月)支給される	
14	両立支援等助成金	①.出生時育休、②.介護休業、③.育児休業の取得等に取り組む事業主	①.20万円、②.40万円、③.30万円が支給される	
15	65才超雇用推進助成金	①.65歳への定年の引き上げ、②.66～69歳への引き上げ、③.70歳以上への引き上げ、④.定年(70歳未満に限る)の定めの廃止のいずれかを実施すること	①.15～30万円、②.20～105万円、③.30～105万円、④.40～160万円 (定年の年齢の引き上げ幅や60歳以上の雇用保険の被保険の被保険者数で変わる)	
16	キャリアアップ助成金	有期雇用労働者を正社員化した事業主	(有期→正規)1人当り40万円 (無期→正規)1人当り20万円	
17	業務改善助成金	生産性向上に資する設備投資や教育訓練等(取り組みA)を行い、又、事業所内の最低賃金を引き上げること(取り組みB)	投資額等140万円のAの値は140万円×助成金(3/4)=105万円 社員数5人、引上額45万の場合のBの値は100万円と決められているので、低い方のBの値100万円が助成金の額となる	
18	中小企業退職金共済への新規加入等	中小企業退職金共済制度への新規加入又は掛金の増額があったとき	(新規加入)月額掛金の1/2(上限5000円)の1年間分を助成 (掛金増額)増額分の1/3の1年間分を助成	
19	働き方改革推進支援助成金	労働時間の短縮や有給休暇の取得促進に取り組むため、機器を導入したり専門家の助言を得たりする	3/4(上限額200万円)	
20	賃上げ促進税制	青色申告書を提出する中小企業が給与を一定率以上増額し、教育訓練費も増額させること	給与が前年比1.5%以上増加→増加額の15%を税額控除 給与が前年比2.5%以上増加→増加額の30%を税額控除 ---- 教育訓練者が前年比5%以上増加の場合、税額控除を+10% -▶ 最大40%	

(出典：厚生労働省（令和7年度雇用・労働分野の助成金のご案内(簡略版)）